

公募型プロポーザルの公告 (道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務)

道の駅「びわ湖大橋米プラザ」の令和9年度から令和13年度までにおける運営・管理業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和8年(2026年)9月1日

滋賀県道路公社理事長 平松 良哉

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務の名称
道の駅「びわ湖大橋米プラザ」運営・管理業務
- (2) 業務の内容
実施要領および仕様書による
- (3) 契約期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- (4) 履行場所
「道の駅」びわ湖大橋米プラザ(大津市今堅田三丁目1-1)

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザル参加希望者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 滋賀県内に本店、支店もしくは営業所を有する法人、または滋賀県内の市町に住所を有する個人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者
- (3) 次のアからオに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 次のアからオに該当する者でないこと。
 - ア 役員等(本プロポーザルに参加しようとする者(以下「提案者」という。))が個人である場合はその者、法人である場合はその役員をいい、提案者から本プロポーザルに係る公社との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 法第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する

など、直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 国税や地方税を滞納していない者

(6) 当該施設において運営・管理を行うに当たり必要となる資格、許可または届出を行うことにより、運営・管理を適正に遂行する能力を有すると認められる者

(7) 提案内容を適正に遂行できる資力、信用を有すると認められる者

3 プロポーザル実施の日時、場所等

(1) 問合せ先

滋賀県道路公社道路部経営企画課

〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目2番1号（大津合同庁舎4階）

電話：077-524-0141

FAX：077-524-5531

ホームページ：<https://www.shiga-dourokousha.or.jp/>

E-mail：keiei@shiga-dourokousha.or.jp

(2) 実施要領等の交付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年11月16日（月）まで

(3) 実施要領等の交付方法

滋賀県道路公社ホームページに掲載のファイルダウンロードによる。

なお、書面および郵送による交付は行わない。

(4) 現地説明会の日時および場所

日時：令和8年9月16日（水）13時30分から

場所：道の駅「びわ湖大橋米プラザ」2階コミュニティルーム「光彩」

(5) 企画提案書等の提出期限および提出方法

提出期限：令和8年11月16日（月）17時

提出方法：（1）に示す場所へ持参または郵送（電子データでも提出すること。）

○持参の場合：土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

○郵送の場合：簡易書留等の記録が残る方法とし、期限までに必着

4 質問および回答の方法等

(1) 質問期限

令和8年10月2日（金）17時

(2) 質問方法

質問票（様式第8号）により電子メールまたはFAXにより3（1）に示す場所へ提出すること。

なお、提出後は必ずその旨を電話で連絡すること。電話または口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

令和8年10月13日（火）を目途に以下の公社ホームページに掲載する。

<https://www.shiga-dourokousha.or.jp/>

5 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

滋賀県道路公社経営企画課が設置する審査会（審査委員7名（予定））において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等について、書類審査およびプレゼンテーション審査により審査を行い、総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は契約予定者とししない。

(2) 評価項目および評価点

実施要領のとおり

(3) 審査会

令和8年11月下旬～12月中旬の期間に実施する。詳細については、各提案者に対して個別に連絡する。

6 その他

(1) 提案に要する費用は応募者の負担とする。

(2) 企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

(4) その他の詳細は、実施要領による。